# WTO綿花裁定へのアメリカの対応と次期農業法

東洋フ	と学	経	済:	学	邹孝	<b></b> 数授

		脫削	信百
			頁
1	訪問機関と主な面会者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
2	本報告の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
3	2005年のアメリカ農業の所得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		5
	1) 2005年の農業所得は2004年に次ぐ高水準		
	2) 昨年(2004)との比較		
	3) 価格・所得支持支出の状況		
4	財政削減に向けての議会の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		9
	1) ブッシュ政権の農業支出削減提案(2005年2月7日)		
	2) 議会の動向		
5	保全保障計画-農業環境政策の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		10
	1) 2005年度の保全保障計画		
	2) 保全留保計画(CRP)		
6	WTO綿花パネル裁定への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		14
	1) アメリカの綿花補助金政策		
	2) パネルの裁定		
	3) アメリカの対応		
7	次期農業法をめぐって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		25
	1) 団体		
	2) 議会		
	3) 政府		
8	WTO交渉:アメリカの狙い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		27

# WTO綿花裁定へのアメリカの対応と次期農業法

服部 委員

# 1 訪問機関と主な面会者

本報告は、2005 年 9 月 18 日~28 日にアメリカ・ワシントンD C とカンサス州マンハッタンにおいて行った調査に基づいている。訪問機関と主な面会者および質問事項は表 1 (ワシントンD C) と表 2 (カンサス州マンハッタン) のとおりである。

表1において、アメリカ穀物協会(US Grain Council)とあるのは、以前のアメリカ飼料穀物協会(US Feed Grain Council)のことである。飼料穀物に食用穀物(小麦)をも加えて穀物協会になったのである。

また、 表 2 において、カンサス小麦とあるのは、二つの州小麦組織、カンサス小麦コミッション (小麦コミッション:小麦からのチェックオフ資金により、研究開発・販売促進を行う全国組織) とカンサス小麦生産者協会(全国小麦生産者協会:小麦生産者の組織で政策活動=ロビイーングを行う全国組織)の統合事務局のことである。

なお、この二つの組織については、全国レベルでの組織統合の検討が行われている。

# 表1 アメリカ調査(05、9月): 訪問機関と面会者ーその1 (ワシントンDC)

機関	面会者	ポジション	備考
	J. B. Penn	農業-海外農務局次官	WTO農業交渉、綿花裁
			定への対応、次期農業法
農 務 省	P. Sheikh	海外農務局次長	WTO農業交渉、綿花裁
	M. G. Manis	上級貿易政策アドバイザー	定への対応
	R. Reimenschneider	農務局穀物課長	
	R. Stephenson	農務局	保全留保計画、保全保証
		保全留保計画課長	計画 (CSP)
	J. Dyck	経済調査局	2007 年農業法
		農業エコノミスト	
通商代表部	Jim Murphy	通商代表補	WTO農業交渉
	W. Hafemeister	農業交渉課長	
下院農業委員会	W. O' Conner	スタッフ課長	予算削減問題、綿花裁定
			への対応、次期農業法
	K. Kramp	下院農業委員長グッ	同上
	B. Dirlam	ドラットのスタッフ	
上院農業委員会	S. Mercier	ハーキンのスタッフ	WTO農業交渉
	D. Johansen	グラッスレイのスタッフ	日米貿易問題
ファームビューロー	M. Maslyn	ワシントン事務所長	WTO農業交渉,綿花裁
			定への対応、次期農業法
ファーマーズ・ユニオン	T. Buis	副会長	WTO農業交渉、次期農
			業法
アメリカ穀物協会	K. Hobbie	会長兼CEO	2007 年農業法
	K. Nutz	特別補佐	
全国綿花協会	J. Muguire	上席副会長	WTO綿花裁定への対応
Decision Leaders	D. Grueff	前海外農務局次官補	次期農業法、WTO農業
			交渉、綿花裁定問題
Informa Economics	D. Motes	副社長	アメリカの農業政策、 WTO農業交渉
			WIU辰未父伊

# 表2 アメリカ調査(05、9月): 訪問機関と主な面会者ーその2

(カンサス州マンハッタン)

機関	面 会 者	ポジション	備考
カンサス小麦	D. Eritz	専 務	小麦コミッションと
	D. Hoffman	生産政策スペシャリスト	小麦生産者協会の統
			合事務局
ダウニー・ランチ	B. A. Downey	支配人	ブラック・アンガス
			のプレミアム・ビーフ
			を生産
US Premium Beef	B. Miller	広報課長	

# 2 本報告の構成

メインテーマは、標題のとおり、WTO綿花裁定に対するアメリカの対応と次期農業法であるが、最初に、1)今年度(2005年)のアメリカ農業の所得状況と価格・所得支持関係の支出状況、2)予算調整(財政支出削減)への農業の対応、3)農業環境政策-保全保障計画の現況、に簡単に触れておくことにする。それらは、アメリカ農業の基礎事情(ベーシック)に関わるからである。

# 3 2005年のアメリカ農業の所得状況

# 1) 2005年の農業所得は2004年に次ぐ高水準

2004年のアメリカ農業の農業所得は、史上最高の825億ドルを記録した。好調な畜産価格と史上空前のトウモロコシー穀物生産のためであった。

2005年はそれに次ぐ 715 億ドルの水準に達すると、アメリカ農務省により予測されている (2005年 12 月時点。麦3)。これは、史上最高の 04年からは 110 億ドル(13.3%)下がるが、なお、 $94\sim04$ 年平均を 36%も上回る。

表3 アメリカの農業所得(1996~2005)

暦 年		95-04 平均	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
農業所得	億ドル	524	468	479	515	366	595	825	715
(A)	指数	100	89	91	98	70	114	157	136
うち、政府直	億ドル	141	215	229	207	112	172	133	227
接支払(B)	A/B	27%	46%	48%	40%	31%	29%	16%	32

資料: Agricultural Outlook, April 2001, Nov. 2002

Agricultural Outlook Statistics, Dec. 2005

# 2) 昨年(2004)との比較

表4によって、昨年との比較をしておこう。2005年が昨年に次ぐ高水準であるとはいえ、 農業所得が110億ドル(13.3%)の減になったのは、次の理由からである。

# (1) 原油価格の上昇によるコスト増

原油価格の上昇により、生産費用が 121 億ドル増加した。原油価格上昇がガソリン代の増大だけでなく、肥料・農薬代などの上昇に転化し、それらが生産費用の増大になった。カンサスの大規模小麦農場では、年 2 万ドルの増になっているという(カンサス小麦<sup>注1</sup>)。注1)カンサス小麦専務、D. Eritz 女史による。2005年9月 26日

表4 農業所得の構成(2003~2005)

(単位:億ドル)

項目	2003	$2\ 0\ 0\ 4$	$2\ 0\ 0\ 5$	変化
				$(04 \rightarrow 05)$
現 金 収 入	2,166	2,412	2,396	-16
うち、作物	1,110	1,178	1,159	-19
畜 産	1,056	1,235	1,237	2
政府直接支払	172	133	227	94
農業関連収入	157	172	183	11
非 現 金 収 入	128	136	142	6
在 庫 変 動 額	-25	70	-13	-83
粗収入	2,598	2,923	2,934	11
生 産 費 用	2,003	2,096	2,219	121
農業所得	595	825	715	-110

資料: USDA, Agricultural Statistical Tables, Dec. 2005

# (2) 作物価格は横ばい、畜産価格の好調は続く

図1のように、05年のトウモロコシ価格は 04年よりも少し低下しているが、大豆は少し上向き、小麦は微増である。全体として、作物価格は 04年と同水準か微増といえる。ただし、04年のトウモロコシ生産量が史上空前(3億トン)であったことから、05年のトウモロコシ生産量(2億 $8,000万トン<math>^{12}$ )は、そこからの 9.3%減となっている $^{12}$ 3。

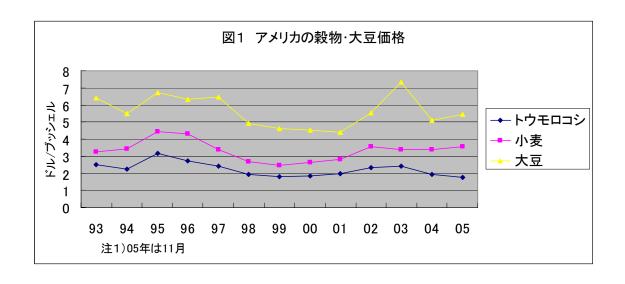
その結果、作物収入が 19 億ドル (1.6%) の減少になっている。作物収入の減が 1 % 台にとどまったのは、価格が微増していることによる。

- 注 2 ) USDA, Grain: World Markets and Trade, Nov. 2005, p.22.
- 注3)2005年のトウモロコシ生産量 2億8,000万トンは、04年の3億トンに比較すれば、2,000万トン (9%)の減少であるが、史上第二位の作柄である。これまで、トウモロコシの生産が2億5,000万トン前後になれば大豊作とされてきた。そこからの生産水準の底上げが発生していると考えなければならないであろう。それは、単収の増大である。 $2000\sim02$ 年のトウモロコシの平均単収は8.46トン / h a であったが、 $03\sim05$ 年の平均単収は9.43トンで $00\sim02$ 年を11.5%上回っている。 $04\sim05$ 年をとれば、平均単収は9.7トンで $00\sim02$ 年の15%増となる (USDA, ibid. p.45)。

こうした単収増は、大豆の8割、トウモロコシの半分近くに用いられている遺伝子組み換え作物と非遺伝子組み換え作物における品種改良とによる病虫害発生の防止ー単収上昇効果の結果と言われる。

USDA, Amber Waves, Sept. 2005, p.7

他方、畜産収入の方は、04年の記録的な水準1,235億ドルを維持している。依然として、 食肉全体について好調な価格が持続しているのである。一人当たり食肉消費量の上昇(昨年度の報告で分析)、カナダにおけるBSE発生によるカナダ産牛肉の輸入禁止などの結果 である。



# (3) 政府支払が 227 億ドルに及ぶ

2004 年のトウモロコシ生産が空前の3億トンに達したことにより、04 年の在庫額は70億ドルの増であったが、05 年は、そこから83億ドルの減になっている。これに対し、政府直接支払は、04 年の133億ドルから227億ドルへと実に94億ドル(70%)の増大となった。これによって、在庫変動額の減が相殺され、農業所得は、生産費用の増大分121億ドルより10億ドル少ない110億ドルの減少になっているのである。

# 3) 価格・所得支持支出の状況

価格・所得支持支出の状況は、表5のごとくである。ここで注意を要するのは、農業所得(表3)は暦年(各年:1月 $\sim$ 12月)ベースのデータであるが、価格・所得支持支出は財政年度(前年10月 $\sim$ 9年9月)ベースのデータであるという点である。

すでにふれているように、2004年のトウモロコシー作物生産は空前の生産量に及び、04年秋において作物価格の低下が進んだ。その結果、04年産についての融資不足払いや新しい不足払いが増大し、その支出が05年度(2004年10月~05年9月)の支出増になってあらわれているのである。融資不足払いが04年度4.6億ドルから05年度44.1億ドルへと増大し、新しい不足払いが04年度8.1億ドルから05年度24.6億ドルへと増大したのは、その結果である。

表5 アメリカ: 価格・所得支持への支出 (2003~2006 年度)

(単位:億ドル)

	年	度	1)	2003	2004	$2\ 0\ 0\ 5^{\ 2)}$	2 0 0 6 2)
価	格	支	持	43.1	12.4	57.4	35.0
直	接固	定支	払い	41.5	5 2. 9	52.9	52.4
新	しい	不 足	払 い3)	17.4	8. 1	24.6	58.9
市	場喪	失	補 償4)	19.6	0	0	0
融	資 不	足	払い	6. 9	4. 6	44.1	51.4
保	全 留	保	計画	17.9	17.9	18.3	18.9
	総	言	+	174.3	105.8	195.5	216.6

注1) 前年10月→当年9月

注2) 農務省推定(05年12月時点)

注3) 2002 年農業法による反循環支払(価格変動対応型支払)。2001 年までの市場喪失補償の代わり

注4) 04年度の19.6億ドルは、酪農・所得喪失補償

資料: USDA/ERS CCC Net Outlays by Commodity and Function, Dec. 2005

# 4 財政削減に向けての議会の動向

# 1) ブッシュ政権の農業支出削減提案(2005年2月7日)

2005年2月、ブッシュ政権は2006年度予算提案(政権の意向)において、財政全体の大幅な削減提案を提起し、そのなかで農業についても10年間で58億ドルの削減を提起した。具体的には、

- (1) 生産者1人あたりの直接支払を総額25万ドル(3,000万円)に制限する。現行では、3人格ルール<sup>注4</sup>で1人実質的に36万ドル(4,320万円)まで可能。
  - 注4) 3人格ルール:他の法人組織の株主となっていれば、本人個人の場合に得られる直接支払の 半分までが、2法人についてまで得られるというもの。現在、本人個人で18万ドル、他の2法人の 株主を兼ねていれば、合計18万ドル、総額36万ドル(4,320万円)までを得られる。
- (2) 直接支払(「固定支払+新しい不足払い+マーケテング・ローン・ゲイン」)を5%削減。
- (3) 以上により、年5億8,700万ドル、10年間で58億ドルを削減する。
- (4) 今後、さらに価格支持の対象面積に上限を設定する。たとえば、過去の実績の85%に、というものであった。

# 2) 議会の動向

アメリカの場合、予算案の議会への提案権及びその決定権は、専ら議会にある。従って、 上記のブッシュ政権の提案は、議会に対するブッシュ政権の意向の表明であった。これに 対し、議会は財政調整法をもって応えるとしたのである。

その財政調整法案について、上院、下院が案を形成しつつある。最終的には、両院協議会において両案が一本化されるわけであるが、現時点(2005年12月下旬)では、まだ、そこまで行っていないので、両院の案を検討することにする。

- (1) 上院案 (05年10月19日)
- 10月に決定された上院案は、5年間で30億ドルの削減を行うとし、以下の方策を掲げた。
  - ① 作物へのすべての直接支払を一律 2.5%削減する (5年間で 13 億ドルの削減)。
  - ② 保全政策への支払を5年間で11億ドル削減する。
    - ア 保全保障計画 (CSP: 環境・資源保全に貢献している行為への直接支払。10年間 60億ドルが上限)を  $2006\sim10$ 年について 19.54億ドル (年約4億ドル)に制限し、 $2006\sim2015$ 年の 10年間において 52億ドルに制限する。
    - イ 保全留保計画(CRP:土壌浸食をおこしやすい土地に借地料を支払い、生産

から 10 年間切り離す) の上限を、3,920 万 h a から 3,640 万 h a に引き下げる(2006  $\sim 2010$  年の間)。

ウ 環境の質・助成計画 (EQUIP) への支出の上限 13 億ドルを、2006 年に 11.85 億ドル、 $2007\sim10$  年の間年当り 12.7 億ドルに引き下げる。

- ③ 固定支払の前払いの率を、2006 年 50%→40%、07~11 年:40%→29%に引き下げる。
- ④ 綿花ステップ2支払(輸出される綿花、国内工場にて使用される綿花への補助金: 6章で詳しくのべる)を廃止する。

### (2) 下院案

10月27日時点のグッドラット下院農業委員長の考えは、以下のごとくと言われる。

- ① 5年間での総額 42.5 億ドルを削減する(当初 30 億ドルよりも 4 割増)。
- ② 固定支払の対象面積である「基準面積の85%」を82.6%に削減する。
- ③ 保全保障計画を5年間で5億ドル削減する。
- ④ 保全留保と農村発展などで、5年間で10億ドル削減する。
- ⑤ 作物保険で5年間1億ドル削減。
- ⑥ 研究計画支出で5年間8億ドルを削減する。
- ⑦ 綿花ステップ2支払を廃止する。

両院に共通するのは、保全保障計画を中心とする環境政策への一定の支出減である。また、最大の支出項目である直接支払について、上院では一律 2.5% (広く薄く) の削減、下院では固定支払について 2.4%の削減を提起している (下院の方が狭く薄い)。

06 年  $1 \sim 2$  月において、両院案が調整されるが、いずれにせよ、環境に関わる保全政策が一定の削減を受けることは避けられないとみられる。

# 5 保全保障計画注5ー農業環境政策の現況

注5)保全保障計画について、詳しくは、昨年度と一昨年度の本報告を見られたい。

# 1) 2005年度の保全保障計画

2005年8月に完了した2005年度の保全保証計画(CSP)への登録-契約は、

- ① 契約数が10,545 (04年の5倍)、
- ② 平均契約額=毎年の支払額は10,400ドル(同65%)、
- ③ 全体としてのカバー面積は285万ha(同3.8倍)、
- ④ 総額1億980万ドル(同3.1倍)であった(表6)。

表6 保全保証計画: 2004 年度 • 2005 年度

(単位:万ドル)

年 度	契約数	契約総額	1件あたり	カバー面積	1件あたり平
		(万ドル)	平均額(ドル)	(万 h a )	均面積(ha)
2004	2, 188	3, 515	16,066	7 5	3 4 5
(A)	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)
2005	10,545	10,981	10,413	285	270
(B)	(481)	(312)	(65)	(380)	(78)
2005年	12, 733	14, 496	11, 393	360	283
(A+B)	(582)	(412)	(71)	(480)	(82)

注:2005年度:220流域地域が対象。2004年度18流域地域。

資料: USDA/NRCS インターネット・ホームペイジ(05,8月15日)等を用いて作成

04 年度の登録と比べると、契約件数は 5 倍に増大しているが、 1 件当たりの契約額は 3 分の 2 になっている。 04 年は実施初年度でありパイロット計画的色彩が濃かったのであるが、 05 年から契約が本格化したのである。 なお、 2006 年度の支出見積もり(政府)は 2 億7,400 万ドルとなっている(表 7)。

表7 農業環境政策への支出(2001~2006年度)

(単位:100万ドル)

年 度1)	2001 (実績)	2002 (実績)	2003 (実績)	2004 (実績)	2005 (推定 <sup>3)</sup> )	2006 (意向 <sup>4)</sup> )
保全留保計画(CRP)	1,656	1,785	1,789	1,850	1,942	2,021
環境の質・助成計画 (EQIP)	174	313	691	903	1,017	1,000
湿地回復·保全計画(WRP)	162	263	285	285	275	321
農地保護計画(FPP)	18	51	98	91	112	84
牧草地保全計画(GRP)	/	/	54	59	128	0
保全保障計画(CSP)	/	/	/	40	202	274
総 計 <sup>2)</sup>	3,054	3,617	4,271	4,613	5,138	4,744
	(100)	(118)	(140)	(151)	(167)	(155)

注1) 前年10月→当年9月

注2) ここに上げていない政策を含む。農務省所轄のすべての環境政策への支出の総計。

注3) 2005年2月時点。農務省の実績推定。

注4) 注4) 農務省の予算提案(意向)

資料: USDA, FY2006 Budget Summary, pp.29-70, Budget Summary FY2005, FY2004, FY2002

ただし、保全保障計画については、その位置づけに上院と下院の間で温度差がある。上院は(民主・共和を問わず)、WTO協定と国内政策との整合性の観点から、国内支払を「緑の政策」(保護削減の対象外)に移行させる必要を認識しており、そこからWTO協定上「緑の政策」である保全保障計画を重視している<sup>注6</sup>。

注6) 上院議員ハーキンのスタッフ: S. Mercier 女史による。2005年9月22日。

これに対し、下院は、20年以上にわたって実施されてきて、アメリカの農場生活のなかに組み込まれている保全留保計画を重視しているのである<sup>注7</sup>。

注7) 下院農業委員会スタッフ課長 W. O'Conner, (2005 年 9 月 22 日)、下院農業委員長グッドラット のスタッフ: K. Kramp (2005 年 9 月 15 日) による。

# 2) 保全留保計画(CRP)

その保全留保計画であるが、その内容も、当初(1985年農業法で導入された時点)と比べると、かなりの変化をとげている。

保全留保計画は、「土壌保全を図るべき」と言うアメリカの環境団体の強い意向のもとに 導入されたのであるが、導入時の 1980 年代中期当時、アメリカ農業が深刻な穀物過剰基調 の下にあったということもあり、"土壌浸食をおこしやすい土地を 10 年間生産から隔離す る"というこの政策は、農業団体からは、過剰対策の側面から評価される場合が多かった。

しかし、その後 20 年間の経過のなかで、単に土壌浸食を防止するだけではなく、水質の 改善や野生動植物・生息環境の形成などの広範な環境保全目標が含まれることになった。

さらに、登録の申請は、年間の一定時期(通常、8月~9月の1ヵ月間)だけであったが、「環境的に意味のある土地は、年間を通じていつでも登録を申請しうる」常時登録の制度なども導入されてきた。表8は、今日の保全留保計画を示している。

その意味では、今日の保全留保計画は、もはや導入時のそれと同じではない。保全保障計画とダブル面をもつ。しかし、保全保障計画に比べると農場生活に長い間密着してきたと言う点において、下院農業委員会では保全保障計画を上回る評価を得ているのである<sup>注8</sup>。

注8) 下院の保全保障計画についての評価が低いのは、これが、民主党上院議員ハーキンのイニシアチ ブによるものであったということもからんでいる。

表8 保全留保計画(CRP)(2002年)

	項	目		内容
基	本	内	容	10年間土地を生産から外して、土壌浸食を削減し、水質の改善を行い、
				野生動植物の生息環境を促すために、永続的な被覆作物(牧草、樹木な
				ど)を植える。
_	般	登	録	定められた期間(約1ヵ月間)に申請する。採否の決定はランク付けに
				よる。
常	時	登	録	環境保全的な農法によって守られている環境的に意味のある土地は、年
				間を通して、いつでも申請しうる。決定は、ランク付けによらない。
申	請	要	件	(1)1996~2001年の6年間において、4年間以上作付されている土地。
				(2)かつ、次の3つのうち、一つを満たす。
				① 加重平均で浸食指数が8以上の土地
				② 期限の切れる保全留保計画への加入農地
				③ 全国〜州のCRP優先地域のなかに位置している土地
決	定	方	式	一般方式:環境便益指数(EBI)に基づき指数化された数値を、全国
				一律でランク付けし、その順位で決める。
借	‡	也	料	カウンテイ(郡)の平均借地料に基づく。
				2004 年度の全国平均借地料(一般登録の場合): 45 ドル1)

注1) 2001年のコーンベルトの平均現金地代:105ドル、小麦生産の中心地帯:カンサスでは36ドル

(USDA, Agricultural Resources and Environmental Indicators, 2003)

資料: USDA/FSA, Fact Sheet: Conservation Reserve Program, April 2003

# 表9 アメリカ綿花についての補助金(2002年)

(単位:100万ドル)

		政		J	策			額
マ	ーケ	ティ	( ン	ク		ロー	- ン	8 9 8
新	し	いっ	下 足	払	<i>\</i> ,	(CC	Р)	1, 309
直	ŧ	妾	固	定		支	払	6 1 7
作		物	J	但	呆		険	1 9 4
ス		テ	ツ		プ		2	4 1 5
合							計	3, 848
(	輸	出	信	用	保	証	)	綿花輸出3億4,900万ドル に付けられる

# 6 WTO綿花パネル裁定への対応

2004年9月、WTO紛争処理機関小委員会(通称、パネル)は、米ーブラジル間の綿花問題(アメリカの綿花への補助金ー国内支持政策がWTO協定上不当であるというブラジルの提訴)について、ブラジルの主張をほぼ全面的に認める裁定を示した。さらに、昨年(2005)2月、WTO上訴審は、パネルとほとんど同じ裁定を下した。WTOにおけるアメリカ綿花問題は、ブラジルの全面的勝訴となったのである。

その結果、アメリカは、「輸出信用保証と綿花ステップ2支払を、2005年7月1日までに廃止すること」、「価格支持、新しい不足払い、マーケテイング・ローンなどの価格に依存する補助政策の綿花に対するマイナス効果を除去するための適切な措置をとるか、その綿花への補助金を廃止すること」を求められたのである。

これについてのアメリカの対応を見ていく前提として、綿花についてのアメリカの補助 政策がどんなものであるのか、それを概観しておくことにしよう (表 9)。

# 1) アメリカの綿花補助金政策

アメリカの綿花についての補助政策には、次の3種類がある。1)輸出信用保証、2)綿花だけでなく穀作物全体について行われている「価格支持、新しい不足払い、マーケテイング・ローン」、3)綿花に対してだけおこなわれている「綿花ステップ2支払」、である。以下、簡単にその政策内容を説明していこう。

#### (1) 輸出信用保証

輸出信用保証は、総ての輸出農産物に対して与えられる。

輸出信用保証計画(Export Credit Guarantee Program)は、民間企業(穀物商社などの輸出商社)が、外貨購買力の乏しい国、あるいは、そうした国の民間企業に対しておこなう信用売りについての政府保証のことである。 $\boxed{\mbox{図 2}}$ が、それを示している。

### ① 制度

信用売りの期間は、短期で3年未満、中期で3~7年である。短期が大部分を占める。その民間企業の信用売りに対して、銀行が貸し付けを行う。その銀行からのローンについて、アメリカ政府=CCC(商品金融公社:農務省の金融公社)が保証をするのである。

その信用売りの期間中に、相手国あるいは相手企業が支払い不能に陥れば、民間輸出商社に融資を行っている銀行に対して、CCCが民間輸出商社に代わって支払を行うことになる。保証額は、元金(輸出代金)の98%までである。

# ② 手数料

政府からこの輸出信用保証を得る際に、輸出商社が政府に支払う手数料がきわめて低い。1%を上限とするごく低い水準で済まされてきた。通常ならば、相手国のカントリーリスクに応じて相当の手数料(数%)が要求されるものであるが、それが1%を上限とするごく低い水準に留められてきたのである。アメリカは、これによって途上国への穀物輸出を促してきた。

### ③ WTOパネルの裁定

しかし、通常支払われるべき手数料とそれよりも低く済まされている手数料との差、 これが輸出補助金に当たる、とパネルで裁定されたのである。

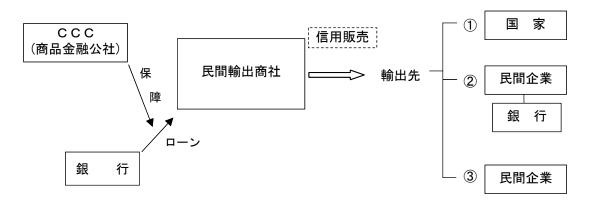


図2 アメリカの輸出信用保証の概念図

資料: USDA, Office of the Chief Economist, による。

### (2) 価格支持

上述のように、価格支持や新しい不足払いは、綿花以外の穀作物(小麦、トウモロコシ、 大豆、米など)においても大々的に用いられている。その仕組みは、総て同じである。

価格支持は穀作物の最低販売価格を保証する制度になっている(図3)が、同時に、新 しい不足払いやマーケテイング・ローンの基礎ともなっているので、まず、価格支持から 説明していこう。

アメリカの価格支持は、"融資による価格支持"という独特の方法を取っている。これは 1933 年に大恐慌下の価格暴落に対処するために導入され、そのメカニズムは,変更されることなく、現在(2006年)に至っているのである。

# ① 融資水準

融資の水準は、不足払いの基準をなす目標価格の3分の2くらいの水準に設定されている(図3)。

# ② その仕組み

仕組みは、次のようになっている。出来秋に穀物価格が低い時、農民は収穫作物を 担保として、政府から融資単価の価格で、期限9ヵ月の融資を受けられる。期限内に 担保穀物を市場で売却して融資を返済するか、それとも担保作物を政府に流すことに よって返済するかは、農民の選択権となっている。担保作物は、農民の手元(農場倉 庫)に置かれる。

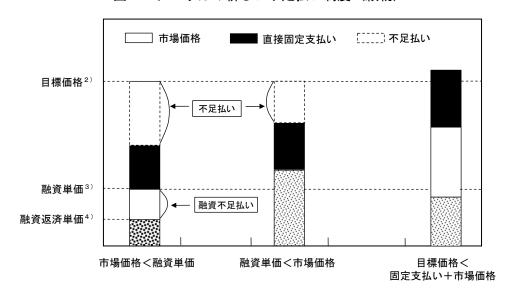


図3 アメリカの新しい不足払い制度 (穀物)1)

- 注:1) 作付面積、単収は過去の実績(1998~2001年平均など)を用いる。
  - 2) おおむね生産費に基づく。
  - 3) 融資単価=農民の最低販売価格を保障(価格支持水準)
  - 4) 融資返済単価=郡公示価格(市場価格を各農村地域レベルの市場価格に調整した価格)

# ③ 機能

農民の行動は次のようになる。市場価格が融資単価を下回る状態が続けば、農民は 担保流し返済を選択する。その結果、在庫は農民(市場内)から政府(市場外)に移 るので、需給関係はタイトになり、市場価格は上昇して融資単価の水準を上回る。そ の結果、市場価格は融資単価で支えられ、融資単価は価格支持の役割を果たすことになる<sup>注9</sup>。

注9) 価格支持、あるいは、価格支持と(新しい)不足払いの関係については、服部信司 『アメリカ 2002 年農業法』(農林統計協会、2005 年 7 月) 2~5 頁を見られたい。

# ④ WTO協定との関係・パネルの裁定

以上が価格支持のメカニズムである。これは市場価格が融資単価まで下がっても、 それ以上には下がらないことを保証する。言い換えれば、融資単価まで市場価格ー世 界価格が下落することを可能にするシステムでもある。WTOパネルでは、それによ る「綿花価格の下落がブラジルの利益を損なった」とされたのである。

#### (3) 新しい不足払い

2002 年農業法で導入された「新しい不足払い」は、「市場価格(農民の販売価格)+固定 支払」が目標価格を下回ったときに、その差について支払われる<sup>注10</sup> (図3)。

注 10) 新しい不足払いについては、このシリーズのこれまでの毎年度の報告において説明してきた。詳しくはそれらを見てほしい。

### ① 目標価格

基準となる目標価格は、生産コストに需給状況を勘案して決めるとされてきたが、 2002 年農業法の期間について 2002 年農業法において特定されている。たとえば、トウモロコシ:  $2002\sim03$ 年 2.6 ドル/ブッシエル、 $04\sim07$ 年 2.63 ドル、綿花:  $02\sim07$ 年 52 セント/ポンドとなっている(表 10)。同様に、固定支払も、2002年農業法期間中はトウモロコシ 52 セント/ブッシエル、綿花は 02年 6 セント/ポンド、03年 6.7 セント、 $04\sim07$ 年 6.67 セントとされている。

表 10 綿花:市場価格と政策価格

(単位:セント/ポンド)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
農民販売価格	45.0	49.8	29.8	44.5	61.8	46.0	44.3
融資単価	51.92	51.92	51.92	52	52	52	52
目標価格				74.2	74.2	74.2	74.2
固定支払	7.83	7.33	5.99	6	6.7	6.67	6.67

#### ② 機能

この新しい不足払い制度の特徴は、2001年までの不足払いと同様、市場価格が融資 単価まで下がっても、あるいは、融資単価を超えて下がっても(その場合には、穀物 には融資不足払い<sup>注11</sup>が支払われ、綿花には図4に見るマーケテイング・ローン・ゲイ ンが与えられて)、生産者には目標価格が保証されているということである。アメリカは、市場価格(国際価格)が下落したなかでも、政府の補助金(不足払い+融資不足払いまたはマーケテイング・ローン・ゲイン)によって、輸出市場においてアメリカの穀作物が対応しうる体制を作り出しているのである。

注 11) 融資不足払い=融資単価-郡公示価格。郡公示価格(County Posted Price)というのは、カンサス・シテイなどの集散地における価格を各農村地域レベルの市場価格に調整したもの。なお、融資不足払いを得るには、融資を受ける権利を放棄する必要がある。詳しくは、服部信司『前掲書』27~31 頁を見られたい。

# 図4 綿花:マーケティング・ローン (2005年9月)

(融資を得て、市場価格が融資単価より 下がったもとで、市場で売却する)

\*融資単価-融資返済価格(調整世界価格) = マーケティング・ローン・ゲイン

# ③ WTO協定との関係・パネルの裁定

このように、(新しい) 不足払い制度は、融資不足払いとマーケテイング・ローンとともに、アメリカの綿花-穀作物価格への間接的な輸出補助金として機能していると言っていいのである。パネルは、それらが「世界市場における綿花価格を引き下げ、ブラジルの利益を損なった」としたのである。

### (4) マーケテイング・ローン

マーケテイング・ローンは、綿花とコメに適用されている。

#### ① 機能

マーケテイング・ローンは、新しい不足払いを前提に、綿花を担保にして融資単価 の水準で融資を得た生産者が、市場価格が融資単価よりも下落した場合において用い うるものである。

すなわち、農民が融資単価以下の市場価格で担保綿花を販売しても、融資は調整世界価格(AWP)の水準で返済しうる(図4)。調整世界価格というのは、綿花の国際価格を輸送料などについて考慮しアメリカの国内価格に調整一変換したものであり、農務省が毎週発表する。調整世界価格の水準と国内市場価格(農民販売価格)の関係については表 11 に示されている。

この場合、「融資単価-調整世界価格」の差額分は、生産者が融資の返済において返済せずに済むので、マーケテイング・ローン・ゲインと呼ばれる。

表 11 アメリカ綿花:調整世界価格と農民販売価格(2000~2005)

(単位:セント/ポンド)

	2000	2001	2002	2004	2005
	1月	11月	1月	11月	9月
調整世界価格1)	50.6	23.3	29.3	34.3	39.0
(AWP)	(96)	(79)	(101)	(79)	(88)
農民販売価格	52.1	29.5	29.0	43.2	44.3
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

注1) 世界価格をアメリカの国内価格に調整-換算したもの。

資料: USDA, Cotton and Wool Outlook, Dec. 2005, Feb. 2002

### ② 綿花の生産者価格と国際価格 (調整世界価格)

綿花の生産者価格は、生産者が最終的に受け取る目標価格である (表 10)。それは 1 ポンド 74.2 セント (100) となっている。他方、2004 年 11 月の調整世界価格はポンド 34.3 セント (46)、2005 年 11 月 39 セント (52)、農民販売価格は、各 43.2 セント (58)、44.3 セント (60) である (表 11)。アメリカの綿花は、実質的には(調整世界価格をとれば)、生産者価格の約半分にまで引き下げられて輸出され世界市場において販売されているのである。

### ③ WTO協定(パネル)との関係

このマーケテイング・ローンは、国際価格よりも倍近く高いアメリカの綿花を、国際価格の水準まで引き下げて輸出するための国内メカニズムである。しかも、調整世

界価格は、アメリカ綿花の国際競争力を維持する水準に設定しうる。パネルは、マーケテイング・ローンも「世界市場における綿花価格を引き下げ、ブラジルの利益を損なった」としたのである。

### (5) 「綿花ステップ2」 支払

これだけではない。綿花については、「ステップ 2 支払」という綿花にだけ与えられている補助金が用いられている。これは、正式には、特別マーケテング・ローン、あるいは、ユーザー・マーケテイング証明書計画(User Marketing Certificate Program)とされている $^{\pm 12}$ 。

注 12) Federal Agriculture and Improvement Act of 1996 (1996 年農業法)

#### ① 適用時期

4週連続して、アメリカ産綿花の北欧価格 $^{\pm 13}$ が、北欧価格 $^{\pm 14}$ をポンド 1.25 セント以上上回り、かつ、調整世界価格 (AWP) が融資単価の 130%以下であった場合に、用いうる。

- 注 13) アメリカ綿花の北欧価格:  $\lceil M1-3/32 \ A \ 
  u 
  u 
  u$  の綿花のうちで、最も価格の低い綿花の週平均・北欧  $\alpha$  i f 価格(Federal Agriculture and Improvement Act of 1996)。  $\lceil M1-3/32 \ 
  u$  のなかで、Mは等級の Middling=中位を表し、 $1-3/32 \ A \ 
  u$  チは繊維の長さを示す。
- 注 1 4 ) 平均北欧価格: 「M 1 3 / 32 インチ」の綿花のうちで、最も価格の低い 5 つの綿花の週平均価格(注 13 と同じ)。

### ② 仕組み

その次の週においてなされた、国内ユーザーによる国産綿花の購買、輸出業者による国産綿花の購入に対して、ユーザー販売証書(譲渡可能金券)の支給か、現金支払いがなされなければならない。

# ③ 支払単価

その支払単価は、4週目の「アメリカ産綿花北欧価格-北欧価格」の差額とされる。 この綿花ステップ2の支出限度総額は、年7億ドルとなっている。

### 4) 機能

こうした綿花ステップ 2 支払は、事実上は 1985 年農業法において導入され、1986 年より実施されてきた $^{\pm 1.5}$ 。

注 15) I. R. Starbird et al, The US Cotton Industry, USDA, Agricultural Economic Report, No. 567, June 1987, pp. 136-137.

これは、輸出される綿花と国内ユーザーに用いられるアメリカ綿花に対してだけ特定的に与えられる補助金である。上記のマーケテイング・ローン、(新しい)不足払い、価格支持に加え、この綿花ステップ 2 にも支えられて、アメリカの綿花輸出は世界のなかで 40%をこえるシエアを保ってきた(表 12)。そのための補助金は、2000 年 $\sim$ 05年の平均で年 30.9 億ドル(3,700 億円)、綿花販売額 48.3 億ドルの実に 64%に及んでいるのである(表 13)。

表 12 アメリカ綿花の世界シエア

(単位:%)

		2004	2005
生	産	24.5	20.5
輸	田	41.2	39.7

資料: USDA, Cotton and Wool Outlook, Dec. 2005

表 13 アメリカ綿花:販売額と価格・所得支持支出

(単位:億ドル、%)

			2000	2001	2002	2003	2004	2005	00-0 <b>5</b> 平均
価格	• 所得支	持支出	38.1 (99)	18.7 (38)	33.1 (47)	28.9 (44)	13.7 (25)	42.8	30.9 (64)
販	売	額	38.4 (100)	49.5 (100)	34.2 (100)	65.3 (100)	54.1 (100)	NA	48.3 (100)

資料 USDA, Agricultural Statistical Tables, Dec. 2005, Agricultural Outlook, Nov. 2002

# ⑤ WTOパネル裁定

このステップ2支払のうち、輸出業者に与えられている補助金は、「WTOの補助金及び相殺措置に関する協定において『禁止された補助金』である」とされ、アメリカ産綿花を用いる国内ユーザーに与えられている補助金も、「輸入代替的補助金であり、禁止されている補助金」とされたのである。

# 2) パネルの裁定

以上、アメリカ綿花についての補助政策を見るなかで、それらについてのWTO裁定に もふれてきたが、ここにおいて、総括的に裁定内容を確認しておこう。

### (1) 判断と結論

#### ① 輸出信用と綿花ステップ2支払

アメリカの輸出信用保証は、「輸出補助金と同じであり、農業協定に反する」とされた。同時に、アメリカ産綿花を輸出する業者に与えられている補助金(ステップ2)は、「WTOの補助金協定において『禁止されている輸出補助金』」であり、アメリカ産綿花を用いる国内ユーザーに与えられている補助金(ステップ2)は、輸入代替的であり、『禁止されている補助金』である、とされた。

# ② 価格に依存する補助政策

「価格に依存するアメリカの補助政策」 - すなわち、マーケテイング・ローン、価格 支持、あたらしい不足払い (2002 年農業法)、綿花へのステップ 2 支払ー、これらに伴 う綿花への補助金は「ブラジルの利益を大きく損なうに至る世界市場における価格の 著しい低下をもたらしている」とされたのである。

#### ③ 作付けからの野菜・果実の除外問題

さらに、アメリカにおいては、"固定支払(1996年農業法~)を受領する作物の作付けから、「野菜と果樹を除く」"となっているが、それは「『面積・価格に関係しない』という「緑の政策」の基準に反する」とした。すなわち、固定支払は、その作付けから野菜と果樹を除いている限り、"「緑の政策」に合致しない"とされたのである。

その結果(固定支払を「緑の政策」から「黄の政策」に移すと)、アメリカの国内保護(黄の政策に伴う保護水準)は、WTO協定における約束水準(AMS)を上回ることになり、アメリカはそれについて報復措置を執られても仕方がない立場にたつことになる。アメリカにとっては、ゆゆしい事態である。

#### (2) 勧告

裁定は、「輸出信用保証と綿花へのステップ2支払は、即刻(6ヶ月以内、または、05年7月1日までに)、廃止すべきである」。また、「価格に依存する補助金政策」については、「そのマイナス効果を除去するための適切な措置を執るか、あるいは、その補助金を廃止すべきである」としたのである<sup>注16</sup>。

注 16) WTO, DS267 (綿花パネル裁定)、pp. 347-351

# 3) アメリカの対応

#### (1) 政府-農務省の基本的態度

この間(05年7月以降)明らかになったアメリカ政府-農務省の対応方向は、"基本的に 裁定内容を前提として、これに対応し、国内政策を変える"という方向である<sup>注17</sup>。進展し つつあるWTO農業交渉におけるアメリカの立場(WTOルールを基に、先進国・途上国 両方に関税の大幅削減を求める)を維持し、WTOにおけるアメリカの主導的な位置を保持していくには、WTO協定-WTO裁定との整合性を図らなければならない、という立場である。客観的に見て、それ以外の選択肢はアメリカにない、といえよう。

注 17) 農務省 農務・海外農務局次官 J. Penn, 2005 年 9 月 15 日

# (2) 輸出信用保証・手数料の引き上げ(05,6月30日)

まず、アメリカ政府は、輸出信用保証の廃止期限とされた昨年(05)6月30日、輸出信用保証の手数料を引き上げると発表した。ただし、「手数料は1%の以内」という法的な縛りがあるというので、実施された引き上げは1%以内にとどまった。

# (3) 手数料制限と綿花ステップ2支払の廃止を議会に提案

これに続けて7月上旬、農務省は、議会に対して「輸出信用保証の手数料制限(1%)の廃止、綿花ステップ2支払の廃止」を議会に提案した。両方とも、議会の法的手続きが要るからである。

ブラジルは、その措置を歓迎し、制裁の権利を留保しつつ、それを当分発動しない、と したのである。

#### (4) 議会

議会は、これを受けて、財政調整法(05 年秋-冬)において措置するとした。しかし、ハリケーン問題で財政調整法の審議入りが遅れたこともあり、綿花ステップ2の廃止などは、すでに見たように、上院と下院の調整法に含まれているが、05 年 1 月 10 日時点では、いまだ両院協議会案の成立に至っていない。議会手続きは遅れているのである。

とはいえ、輸出信用保証と綿花ステップ2支払に関する政府と議会の態度は明確であり、 輸出信用保証の手数料制限の廃止(輸出信用保証における輸出補助金的要素の除去)・綿花 ステップ2支払の廃止は時間の問題といえよう。

#### (5) 残る問題

だが、それで問題が終わったわけではない。「野菜と果実の作付け問題」と「価格に依存する政策」の問題が残っている。

# ① 野菜と果実問題

アメリカにおいては、長い間、プログラム作物(価格支持・不足払い~固定支払の対象となっている作物)の作付けから、野菜と果樹は除外されてきた。野菜と果樹は、そうした政策の対象になっていなかったからである。

しかし、それがWTO協定上、固定支払を「緑の政策」にすることができない要因になるとなれば、それについても対応する以外にない。それは次期農業法(2007年農業法)における措置ということになろう。今回の調査における総ての面会者の認識も

そうである。

では、2007年農業法において、どういう措置が検討されるだろうか。野菜・果樹の生産者、なかでも、野菜・果樹以外の生産者の作付けが完全に自由になることによって影響を受ける野菜生産者への補償ということになるであろう。補償は、野菜・果樹の生産者に対する毎年の一定の支払か、あるいは、かつてカナダにおいて長年の小麦生産者への鉄道料金補助を廃止したときのように一時支払い(One time payment)を行うか、そのいずれかになると思われる。

# ② 「価格依存の政策」についての評価・対応

残る問題は、パネルが「そのマイナス効果を除去するための適切な措置を執るか、 その補助金を廃止すべき」とした「価格に依存する補助政策」の問題である。

# ア 問題の位相

「価格依存の政策」は、すでに詳しくみてきたように、価格支持、新しい不足払い、 マーケテイング・ローンを含み、それらの政策は、小麦、トウモロコシ、大豆などア メリカ農業の基幹作物において大々的に用いられている。

価格依存の政策について綿花がとる措置は、他の基幹作物に連動せざるを得ないと 考えるのが妥当である。アメリカ穀物協会(グレイン・カンスル)<sup>注18</sup>や全国綿花協会 <sup>注19</sup>は、同様の提訴がトウモロコシ・大豆・小麦について行われれば、同様の結果がで る可能性が大きいとしている(ただし、立証がいる)。

従って、この問題をどう考え、どう対応するのかが、実は、アメリカにとって、綿 花裁定への対応における最も重要な問題といえる。

- 注18) アメリカ穀物協会 K. Hobbie 会長、2005 年9月19日
- 注19) 全国綿花協会 J. Muguire 副会長、2005年9月19日

#### イ 評価と対応

問題が重大であるが故に、評価と対応には大きな幅がある。

農業団体(ファームビューロー<sup>注20</sup>、ファーマーズ・ユニオン<sup>注21</sup>、議会農業委員会関係者(上院農業委員会ハーキンのスタッフ)は、「ステップ 2 支払以外の基本政策を変更する必要はない」。「パネルは、"それらの政策が、著しく(serious)ブラジルの利害を損ねた"と言うが、具体的にその程度が示されていない」  $^{22}$  からだとしている。

- 注 20) ファームビューローM. Maslyn ワシントン事務所長、2006 年 9 月 21 日
- 注 21) ファーマーズ・ユニオン T. Buise 副会長、2005 年 9 月 21 日
- 注 22) 上院議員ハーキンのスタッフ S. Mercier 女史、2005 年 9 月 22 日

アメリカ農務省は、「基本的には政策の変更を問われる問題だが、『除去』の期限が示されていないから、当面何もしないでブラジルの出方を待つ」としている<sup>注23</sup>。(農務省マニス上級アドバイザー)。これが、現在のアメリカ政府ー農務省の態度になっている。

注 23) 農務省海外農務局 M. Manis 上級貿易政策アドヴァイザー、2005 年 9 月 20 日

また、「融資単価の引き下げで対応ができる」という見方もある<sup>注24</sup>。融資単価を思いきって引き下げ、同時に固定支払を大幅に拡大すれば、マーケテイング・ローン、不足払いの各単価は削減されるからである。現行制度を維持しつつ、WTOパネルの裁定に応えようとすれば、あり得る方策かもしれない。ただ、その場合には、融資単価の下げ幅と固定支払の拡大は、大幅でなければならない。

いずれにせよ、この問題は、次期農業法のありかたーその基本内容に関わっている のである。

注 24) D. Grueff 前農務省海外農務局次官補、2005 年 9 月 21 日

# 7 次期農業法をめぐって

### 1) 団体

(1) ファームビューロー

アメリカ最大の農業団体=ファームビューローは、現(2002年)農業法を強く支持している。それは、2002年農業法が固定支払に加え、1996年農業法において廃止した不足払いを事実上復活させ、目標価格の水準までの所得保証を確実にしているからである。それ故、ビューローは「WTO交渉において、EUやブラジル・インドなど途上国が主張する『新しい不足払い』の補填水準への規律を設定すれば、それはアメリカの農民にとっては国内政策への介入と映り、WTO不信を招く」注25としている。

注 25) ファームビューロー、マスリン・ワシントン事務所長、2006 年 9 月 21 日

実際、ファームビューローは今年度の大会(2006年1月)において、「次期農業法の策定時にWTO交渉が終結していなければ、2002年農業法を1年間継続すべき」、また、「2002年農業法の概念をアップデイトして 2007年農業法に書き込むべきであり、もし、それができなければ、CSP、収入保険、固定支払を拡大すべきである」との決議を行った。

ビューローは、現行農業法の継続を基本に、それができない場合にはWTO協定上『緑の政策』である保全保障計画(CSP)などの環境支払や固定支払の拡大、あるいは収入保険の拡大などで、農業の所得水準を維持していこうとしている、といえよう。

# (2) ファーマーズ・ユニオン

ファーマーズ・ユニオンは、現行の「固定支払、新しい不足払い、価格支持の体系はこれまでのどの政策体系よりもベター」と評価している<sup>注26</sup>。ユニオンも、現行 2002 年農業 法の維持を基本姿勢としている。

注 26) ファーマーズ・ユニオン、バイス副会長、2005 年 9 月 21 日

# 2) 議会

# (1) 下院

下院農業委員長グッドラットのスタッフは、「2002 年農業法は、よく機能している」 <sup>注2</sup> 7という評価であり、現行農業法維持の姿勢といえる。

注 27) 下院農業委員長グッドラットのスタッフ、K. クランプ氏。2005 年 9 月 19 日

#### (2) 上院

上院農業委員会委員ハーキンのスタッフは、「保全保障計画のような環境支払(緑の政策)のウエイトを高めるべき」<sup>注28</sup>という姿勢である。

注 28) 上院議員ハーキンのスタッフ、メルシエ女史、2005年9月22日

### 3) 政府

農務省・通商代表部と上院農業委員会のトップ(ジョハンズ農務長官、ポートマン通商代表、シャンブリス上院農業委員長)の間においては、次期農業法においてアメリカ農業政策の基本的な見直し→WTO協定への整合性の確保が必要という基本認識が共有されていると見られる。ブラジルによる綿花についての提訴に続くWTO提訴が生まれないように、WTO協定に整合的な政策体系への変更が必要との認識である。この点は、ジョハンズ農務長官の一連の発言、あるいはシャンブリス上院農業委員長の Informa Economics 社とのインタービューにおける返答のなかにおいて示されている。

そこでの発言において、ジョハンズ長官やシャンブリス委員長は、具体的な変更後の政策を示してはいない。示唆しているのは、アメリカの政策がWTO提訴の対象にならないように、WTOに整合的なものに変えなければならないという一般的な方向である。それは、価格・生産量に関係しない『緑の政策』に変えていくということ以外にないであろう。

元農務省海外農務局次官補グルーエフ氏は、EUの 2003 年改革を評価し、「次期農業法において、直接支払を生産・価格からデカップルされたグリーンな支払へ支払形態を移行させることが必要」 <sup>注29</sup>としていた。その方向が、2007 年農業法において問われているというのが政府トップの基本認識であるとみていい。

注 29) グルーエフ前海外農務局次官補、2005 年 9 月 21 日

# 8 WTO交渉:アメリカの狙い

昨年(2005年)秋、アメリカは、平均 74%削減という関税削減提案を提起した(表14)。加えて、上限関税は先進国 75%、途上国 100%、重要品目の数は全品目の1%にすべきとした。

表 14 アメリカの関税削減提案

(先進国・途上国) (05, 10月21日)

関税削減方式と削減率					
関税の階層	削 減 率 (%)				
$0 - 2 \ 0 \%$	5 5 - 6 5 1)				
20 - 40	65-75				
40 - 60	7 5 - 8 5				
60%以上	85 - 90				

注1) 55%→65%へと削減率を漸増していく。

以下同じ。

前回ウルグアイ・ラウンド合意では、関税引き下げは「平均 36%、1品目最低 15%」であり、上限関税は存在しない。今回アメリカ提案の関税引き下げ幅は、ウルグアイ・ラウンド時の2倍以上である。あるいは、EUの関税削減提案(表 15: EUによれば平均 49%削減、アメリカの評価では平均 39%削減)や、日本の削減提案(表 16: 平均  $35\sim40\%$ 削減)と比較しても、その削減率はEU・日のおよそ2倍近い。

表 15 EUの関税削減提案

(05, 10月28日)

関税削減方式と削減率1)				
関税の階層	削 減 率 (%)			
< 3 0 % 2)	$32.5\pm12.5$			
3 0 < 6 0	4 5			
6 0 < 9 0	5 0			
9 0 <	6 0			

注1) 平均46%削減(EU)、

アメリカの評価:平均39%削減。

注2) ここに、EUの全品目の80%が入る。

表 16 日本の関税削減提案(05年 10月)

階層	削減	率(%)
	選択肢①	選択肢②
0-20%	2 7	$32 \pm 7$
20 - 50	3 1	$3.6 \pm 8$
50 - 70	3 7	$42 \pm 9$
70%以上	4 5	$50 \pm 10$
重要品目の数	全品目の15%	全品目の10%

なぜ、アメリカはこうしたきわめて大幅な関税削減提案を提起しているのかといえば、 そこには次の理由があると思われる。

一つは、途上国の市場開放との関係である。今次交渉におけるアメリカの市場アクセスでの狙いは、途上国(特に、インドなどの人口大国途上国)市場への参入に置かれている。 ここから、アメリカの関税引き下げ提案は先進国・途上国両方についての共通の提案になっている。

しかし、途上国には「特別かつ異なる扱い」が認められており、関税の引き下げも先進国の3分の2以下にならざるを得ない。途上国の関税を実質的に引き下げるには、先進国の関税の大幅なひき下げが必要となることから、極端ともいうべき大幅な引き下げ提案になっていると考えられる。

もう一つは、アメリカの国内支持削減をめぐるEU・途上国連合との関係である。アメリカの国内支持についての戦略は、2002年農業法において導入した「新しい不足払い」を保護の削減対象外に置くことにある。

すでに昨年~一昨年の報告で明らかにしたように、現在のアメリカには生産調整は存在 しないから、「新しい不足払い」は『青の政策』(生産調整の下での直接支払:『緑の政策』 に準じて保護削減の対象外)には入らず、保護の削減対象となる『黄の政策』となる。

こうしたなかで、アメリカは「新しい不足払い」を保護削減対象から外すために、『青の政策』の内容を変えること(規律をゆるめること)を米・EU妥協案において提案し、それが 2004 年 7 月の枠組み合意において『新青の政策』となった。『新青の政策』は、『青の政策』から「生産調整の下での」という規律を取り除いたのである。それは、2004 年 7 月の枠組み合意に至るために主要国間において行われた妥協の一つであった。

しかし、その上でEU、日本、ブラジル・インドは、「そこに一定の規律が必要」として

いる。なかでも、EUは、「新しい不足払い」において保護削減の対象外とする補填=不足 払いの幅については、規律=限度を設けるべき、としているのである。

アメリカが、関税削減において強く出ている(EUに対して市場アクセスで強く出る)のは、この国内支持削減におけるアメリカの立場を守るためのものでもある、と見られる。

(2006年1月25日)